

令和6年1月31日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

犬山市長 原 欣伸

市町村名 (市町村コード)	犬山市 (23215)
地域名 (地域内農業集落名)	城東地区 (新向,前原上,前原中,前原下,豊成,南西,南,共栄,西部,中東,永保,中部,清水,伏屋,寺洞, 中切,向野,上切,第一,東部,農栄,継鹿尾,栗栖上,栗栖中,栗栖下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、高齢化や後継者がいない農業者が多く、今後10年以内に離農や規模縮小する農業者が多数出ることが想定され、不耕作地が急増するおそれがある。また、他の地区に比べ、地域の担い手の数が不足している。耕作放棄地の増加を抑制するため、地域の担い手への農地の集積・集約化や新たな担い手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区の内外から新たな担い手が確保され、離農者の農地に対して、拡大可能な認定農業者を中心に地域の担い手への集積・集約を推進し、現在の耕作可能農地を維持していく。当地区内の一部で作付けされている小麦については中心的な転換作物として、さらに転作を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	47.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員会及びJAと連携して、地域の担い手へ農地の集積、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者の貸付意向を踏まえながら、農業委員会と連携して地域内の農地の集約化を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地元要望に応じて基盤整備事業の活用に向けた支援に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、農業委員会、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を確保・育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣の捕獲強化、電気柵や防鳥ネット等の設置補助の活用により、農作物被害の軽減に取り組む。また、ジャンボタニシの被害軽減を図る取り組みを進める。
- ②有機JAS認証を受けた団体を中心に有機農業を実施していく。
- ③ドローンを導入している農業者は、薬剤散布や防除の省力化を図る。
- ⑤桃の生産維持・拡大を図る。
- ⑦地域ぐるみで営農に従事しやすい環境整備(農地、道路、水路)に努め、苗田等の区画の小さい農地は、畦畔除去等により区画拡大を図る取り組みを進めたり、貸農園等の事業や米から高収益作物への転換も検討する。
- ⑧経年劣化により老朽化したJA愛知北のライスセンターを移転・建替えを行う。また、担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。